主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人梅本敬一の上告趣意は、憲法違反をいうが、小売商業調整特別措置法三条 一項が憲法一四条、二二条一項、二九条に違反するものでないことは、当裁判所の 判例(昭和四五年(あ)第二三号同四七年一一月二二日大法廷判決参照)の趣旨に 徴して明らかであるから、論旨は理由がない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四七年一二月一四日

最高裁判所第一小法廷

Ξ		武	田	下	裁判長裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
_		盛		岸	裁判官